

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

共生会居宅サービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1472200136 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 共生会
(2) 法人所在地 神奈川県藤沢市鶴沼1559番地
(3) 電話番号 0466-22-2346
(4) 代表者氏名 理事長 川瀬 和一
(5) 設立年月 昭和27年5月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定
神奈川県1472200136号
※当事業所は藤沢特別養護老人ホームに併設されています。
- (2) 事業所の目的 福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、
又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会
を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、
地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援
助することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 共生会居宅サービスセンター
- (4) 事業所の所在地 神奈川県藤沢市鶴沼1559番地
- (5) 電話番号 0466-22-7589
- (6) 管理者 氏名 川瀬 眞司
- (7) 当事業所の運営方針 1.高齢者自身の主体性や意思が尊重され、その人らしい自立し
た質の高い生活が送れるよう自立支援をする。
2.すべての人が手を携えて住み慣れた地域や社会において、家
族や友人に見守られながら生活できる共生社会を目指す。
- (8) 開設年月 平成元年12月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
入退所時間	9時30分～18時

- (10) 利用定員 7人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋、2人、個室があります。部屋の種類の希望をお申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室は併設の藤沢特別養護老人ホームと一体的に表示しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	
2人部屋	23室	
4人部屋	10室	
合計	42室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、プーリー
浴室	2室	リフト浴・座位式特殊浴槽・臥床式特殊浴槽
医務室	—	付属診療所をご利用いただけます

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。居室は個室・多床室で滞在費が異なります。他の施設・設備の利用にあたっては、ご契約者に特別にご負担いただくことはありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(12) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

共生会附属診療所	医療機関受診料
----------	---------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護事業人員に関する基準により次に掲げる職種を配置し、特別養護老人ホームと一体的に運営を行っています。

職種

管理者、介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練員、管理栄養士、医師（非常勤）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、管理栄養士による利用者個々の栄養マネジメントに基づき食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：50～8：50 昼食：12:00～13:00 夕食：18：00～19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも臥床式浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第7条参照)

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担

額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

〈サービスの概要〉

- ① 食事の提供。
- ② 居住の提供。
- ③ 施設が別に定める特別な食事サービスの中から施設利用者が選定する特別な食事・特別なおやつサービス。
- ④ 理美容サービス。
- ⑤ 買物代行・支払い代行サービス。
- ⑥ その他施設利用者が必要とし、施設が認めたサービス。
- ⑦ レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料費等を負担していただきます。）

クラブ活動 書道、生け花、ちぎり絵、カラオケリズム、園芸、創作、レクリエーション

※ 各料金については別紙、料金表に定めるものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払いもしくは下記指定口座への振り込み
横浜銀行 藤沢支店 普通預金 1030073
口座名義 社会福祉法人 共生会 藤沢特別養護老人ホーム 施設長 川瀬眞司
イ. 郵便貯金口座・銀行口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体

調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 土屋 忍・齋藤 隆

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

藤沢市役所 介護保険課	所在地 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話番号 0466-50-3527
国民健康保険団体連合会	所在地 神奈川県横浜市楠木町27-1 電話番号 045-329-3447

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 共生会居宅サービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者住所

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上7階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 7,718、62㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設] 平成12年1月11日指定 神奈川県 1472200474号

[居宅介護支援事業] 平成11年9月1日指定 神奈川県 1472200136号

[通所介護] 平成12年3月1日指定 神奈川県 1472200136号

(4) 施設の周辺環境

藤沢駅北口から徒歩10分、近隣にも商店街や公園などがあり、人が生き生きと生活するための活気に満ちた環境に位置しています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。(特別養護老人ホームに配置)

機能訓練員…利用者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

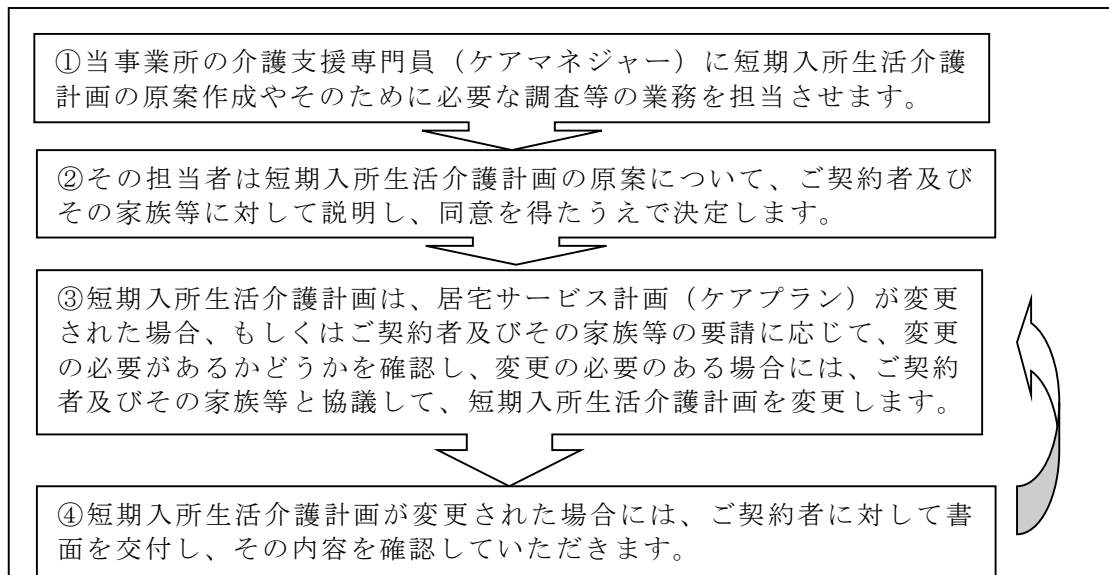
(特別養護老人ホームに配置)

医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。(非常勤)

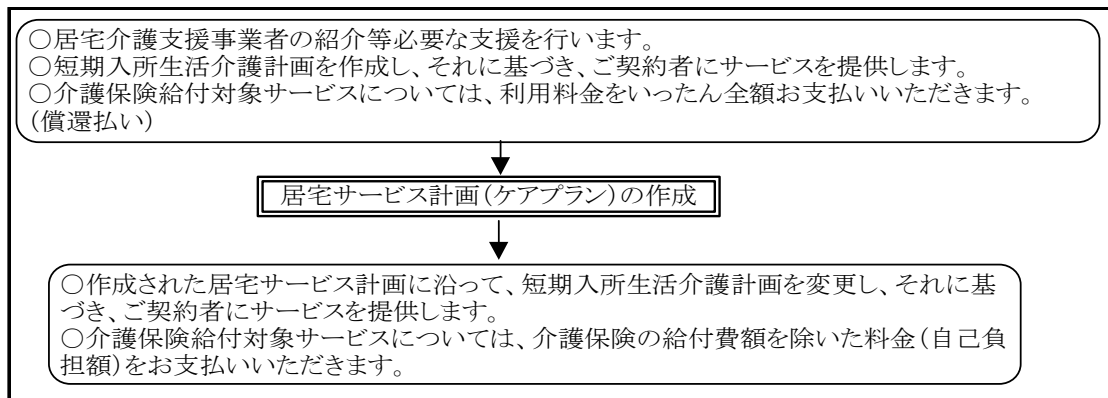
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

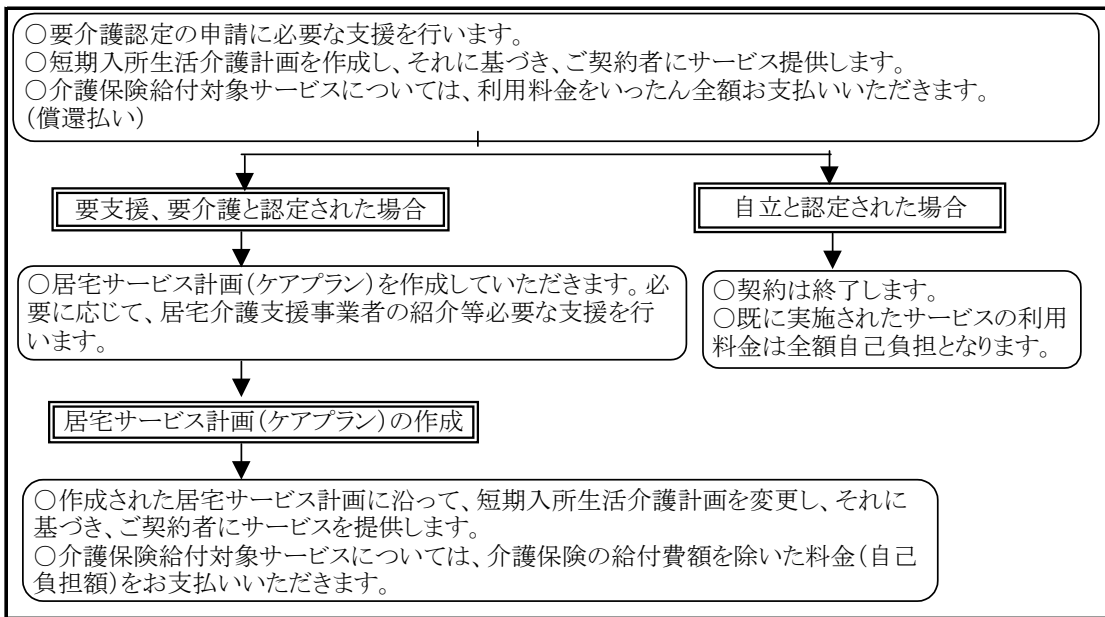


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族にご連絡をさせていただき、かかりつけの医師への受診など、処置を講じていただきます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

日常生活に必要な生活用品以外は、お持ち込みをご遠慮下さい。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	共生会附属診療所	湘南第一病院
所在地	藤沢市鶴沼 1 5 5 9	神奈川県藤沢市湘南台 1 - 1 9 - 7
診療科	内科（入院設備なし）	内科、外科、整形外科、皮膚科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	湘南食サポート歯科
所在地	神奈川県藤沢市本藤沢 1 - 1 0 - 1 4

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は介護保険事業に係る所定の保険を適用し、誠意をもってその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。